

広報

# えびな 4/15日号

編集・発行 海老名市役所 市長室  
〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1  
代表 ☎046(231)2111 ㊟046(233)9118  
㊚ http://www.city.ebina.kanagawa.jp

「広報えびな」は、海老名市シルバー人材センターの会員が各家庭へ直接配布しています。お手元に届かない場合はご連絡ください。  
☎ 同センター (☎237・3001)

「あなたのフィールドへ。海老名市」 新政策・都市ブランドの創出事業を展開中！ 政策事業推進課(☎235・4635)

## ボランティア活動を支援します ～市民活動推進条例を制定～

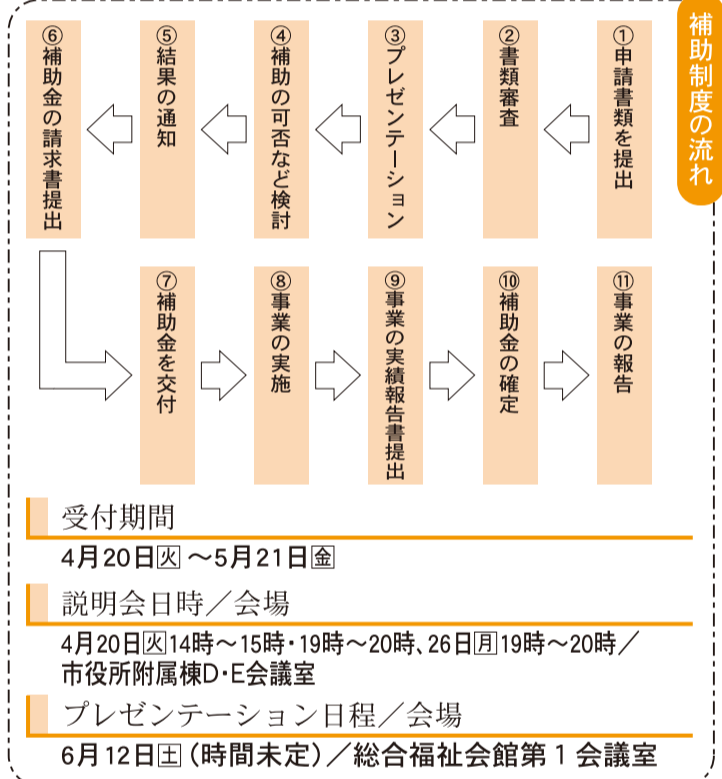
補助の区分と金額

| 補助事業の区分   | 団体の区分             | 補助金の額  | 補助金の交付回数                          |
|---|-------------------|--------|-----------------------------------|
| 入門編<br>団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業                         | 団体の設立から2年を経過しない団体 | 上限10万円 | 1団体につき、団体の設立から2年を経過しない期間において1回に限る |
|   | 団体の設立から2年を経過した団体  | 上限30万円 | 同一事業を3回まで。ただし、1団体につき、1年度に1事業に限る   |
| 発展編<br>団体がこれまで行ってきた活動の拡充を図る事業または活動の発展を目的に次の一歩として新たに行う事業 | 団体の設立から2年を経過した団体  | 上限30万円 | 同一事業を3回まで。ただし、1団体につき、1年度に1事業に限る   |



市では、市民と行政の協働による豊かな地域社会を実現するため、4月1日に「海老名市市民活動推進条例」を施行。また、この条例に基づき、市民活動団体が自主的に行う公益性のある活動に対して、財政的な支援を行う「海老名市市民活動推進補助金制度」を制定しました。

☎ 市民協働課 (☎235・4794)。



**ボランティア活動の活性化**

現在、少子高齢化の進展や市民ニーズの多様化など社会的課題が多くある中で、より心豊かな市民生活を築くため、地域住民のボランティア活動などの活性化が求められています。

このような時代背景を受け、今回制定した市民活動推進条例では、市民および市民活動団体、行政の役割を明らかにするとともに、市民活動を推進するための環境整備と、その活動の健全な発展を促進することを目的に、市民活動推進に関する基本理念を定めています。

**経費の一部を補助**

市民活動推進補助金制度は、市民活動団体が実施する事業の経費の一部補助を行うもので、申請する団体の設立からの年数によって「入門編」「発展編」の2種類があります(左上表参照)。

申請された事業への補助は、海老名市市民活動推進委員会(市民および学識経験者などで構成)による、書類およびプレゼンテーション(事業計画

**賠償責任・市民活動補償制度**

市では、市民の皆さんが安心して市民活動に参加できるよう、公益性のある活動中に発生した事故に対して補償する「市民活動補償制度」を創設しました。

この制度は、賠償責任事故(例：身体賠償(対人)1人についての限度額1億円、1事故の限度額3億円)

と傷害事故(例：死亡保険金の限度額500万円)の2種類を補償します。

なお、事前の登録・申し込みや保険料の支払いは不要です。事故が発生した場合は、速やかに市民協働課へご連絡ください。

詳しくは同課へお問い合わせください。

の説明)の審査を経て決定します。

**【申請できる団体】**

この補助金の交付申請ができる団体は、ボランティア活動団体・特定非営利活動法人・自治会などで、次のすべての要件を満たすことが必要です。

- ①市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業(※)を実施すること
- ②3人以上で構成していること
- ③この補助金を受けるに当たり、申請から結果報告まで責任を持って事業を実施できること
- ④事業の実施に際し、この補助金だけでなく、事業の参加費を集めたり、寄附金を集めたりするなど、団体の運営について自立している(しようにしている)こと。

※公益性のある事業：大勢の市民が利益を受けられる活動のこと。趣味的な活動や団体の会員だけが利益を受けられるものは対象外です。

**【対象となる事業】**

補助の対象となる事業は、主として市内で市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業です。

※次の事業は対象外

- 営利・宗教・政治に関する事業
- 市のほかの補助制度の対象となる事業

**市民活動推進委員を募集**

市民活動の施策や市民活動推進補助金制度による支援の適否などについて、市長の諮問に応じて調査や審議などを行う「市民活動推進委員会委員」を募集します。

▷資格 市内在住の18歳以上(4月1日現在)の方。ただし、次の①～③の方を除く。

- ①公務員など(市議会議員・臨時職員を含む)
- ②既に市の審議会などの委員を五つ以上兼職している方
- ③市税等の滞納がある方

▷募集人数 3人以内 ▷任期 5月下旬～平成24年3月31日 ▷報酬 日額8700円 ※詳細は、4月15日(火)から市民協働課窓口で配布する募集要領を参照。市ホームページからダウンロードも可。

☎ 募集要領に基づき、応募用紙に小論文「市民活動について」(800字以内)と市税納税確認に関する同意書を添えて、直接または郵送で〒243-0492 同課へ。5月14日(土)必着。